

公益社団法人東近江市シルバー人材センター

令和5年度事業計画

1.基本方針

令和4年の「高齢社会白書」によると、令和3年10月1日現在の我が国の65歳以上の高齢者人口は3,621万人となり、高齢者の総人口に占める割合は28.9%と共に過去最高となり、4人に1人以上が高齢者という過去最高の超高齢社会となっている。

一方、人生100年時代を迎えようとしている高齢者の意識の変化においては、65歳以上を高齢者と思う方は1割にも満たず、70歳以上と75歳以上を高齢者だと思う方がそれぞれ約3割、80歳以上が約2割という、年齢では判断できない状況にある。また高齢者の身体機能についても、20年前と比較すると体力の若返りが確認され、健康寿命も延伸してきており、高齢者は心身ともに若返っている時代となってきたり、社会参加・就業意欲のある高齢者が増加している。

こうした状況を踏まえ、令和5年度においては、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の第2次会員100万人達成計画に基づく「会員の拡大」及び地域のニーズにマッチングした適正就業による「就業機会の確保と創出」に取り組み、高齢社会を支える中核的な組織として、高齢者の生きがいの充実、社会参加を通じて地域に根ざした活動を積極的に推進を図っていく。

会員数の低迷を受け、新たな会員拡大計画を実施するとともに、取組を強化する。シルバー人材センター(以下「センター」という。)の地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためには「会員の拡大」が最重要課題である。少子高齢化の進行、地域に広がる人手不足、政府が進める高齢者就業施策の方向性を踏まえた上で、令和5年度においても、会員拡大計画の推進を核に据え、女性会員の拡大、企業退職(予定)層への働きかけの強化などを重点に努めることとする。

高齢者の多様な就業ニーズに応えていくには、センターの根幹事業である請負就業に加えて、労働者派遣や職業紹介による働き方を推進する必要がある。高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業の拡大を通じて、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが期待されている。「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の積極的な活用を通じ、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献する。

高齢者に就業のために効果的な講習を実施し、本人の理解度に応じた柔軟な助言・指導及び現役世代を卒業して間もない高齢者に新たな就業の選択肢を提供する。また、高齢者同士の新しいつながりができ、コミュニティ形成につながるというメリットもある。これから就業しよう、学ぼうとする高齢者にシルバー人材センターへの入会及び取得した知識を生かし、就業を通じての社会参加を促進する。新しい活動や出会い、新たな就業の機会の創出、新たな学習機会の提供により高齢者の就労・社会参加の促進好循環を生み出していく。センターは、定年退職後の高年齢者への就業機会の提供のみならず、地域における高齢者

が集い、地域産業の人手不足を下支えすることや会員同士のコミュニティの場としての役割も期待されるところである。

センターと会員間の連絡手段についてメールや会員専用ホームページ、SMS等によるデジタル配信を行い、デジタル推進をしているが、会員の利用が進まない状況であり、非効率な業務運営となっている。このため、会員へのデジタル環境の活用支援を行うことにより、センターの事務処理の効率化、簡素化を行う。また、副次的な効果としての新規会員や受注の増加によるセンターの安定的な運営の基盤強化を図るとともに、就業開拓を強化することで、センターの安定的な運営を図る。デジタル機械の操作等に不慣れな会員に対して操作説明会を開催することで操作手順や理解を深め、デジタル活用を支援する。これにより、会員専用ホームページの利活用を推進し、お仕事情報や就業依頼、就業報告を効率化することにより発注者へのレスポンスの改善を図る。アナログ的な作業で時間を要していた事務処理と郵送費等の費用が発生していたものについて、効率化や事務コスト削減により、会員サービスの向上につなげる。また、デジタル推進を行うことにより、フリーランス新法への対応もスムーズに実施することができる。

センターと会員間及び会員同士のコミュニケーション手段を充実させることにより地域の高齢者が孤独・孤立に陥ることなく安心して社会参加できる環境を整備し、もって包摂社会の実現に資するための取組を行う。東近江市内全域にわたり会員は存在し、センター会員がデジタル化を学びその知識を地域高齢者に普及することにより、東近江市内全域にわたる高齢者のデジタル推進が図れる。

会員の高齢化、事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取組を強化するとともに、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行い、高齢者の受け皿としての機能を十分に果たし、「社会の支え手」を実践できるよう事業を展開する。

2. 重点事業

(1) 会員増の推進及び会員サービスの向上

全国シルバー人材センター事業協会の会員拡大目標に基づき、女性会員拡大の活動を積極的実施し女性会員の拡大に努めるとともに、各種媒体を通じた事業のPRを展開して、会員増に取り組む。また、会員お仕事情報、講習会情報や会員お得情報(フレンドリーショップ・認知機能 AI チェック・免許更新時認知機能検査体験)等の発信をする。健康推進事業、仲間づくり事業の充実等により、会員へのサービス向上を図ることと併せて、「プラチナ会員制度」の活用により、会員の定着率の向上や会員増の取り組みを推進する。仲間作り事業、健康推進事業として会員グラウンドゴルフ大会・体力測定・健康体操等を開催し、会員の親睦及び健康を推進する。また、会員ポイント制度の調査研究を行い、令和6年度からの実施に向けて備える。令和5年度も地域の高齢者の「居場所」「活動場所」「活躍場所」等の提供を推進してセンターの発展に努める。

(2) 就業機会の創出・拡大、開拓・確保

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業等を活用して、会員の創意と工夫のもとに地域の企業の人手不足の解消を支援することにより、地域社会における経済の維持・発展等

につながる就業機会の創出、拡大に努める。会員のスキルを活用して、地域社会に貢献できるように、就業機会の創出をする。センターPR用広報誌を東近江市内の家庭に全戸配布し、センターの魅力を発信して就業機会の開拓・確保の取り組みを推進する。

(3) 公益社団法人としての社会的役割、責任と法令遵守

シルバー人材センターの社会的役割、責任を認識し、事業運営に関しては、より適切な運営が求められている。役職員が一体となって適切な事業の運営を行う。安全就業においては、会員は自らの日常生活や就業の場で「健康と安全＝自己管理」という意識を持ち、健康管理や事故を防ぐ意識を高める。法令遵守の観点から平成 28 年9月に厚生労働省が「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」において示した、センターにおける働き方(請負・委任、シルバー派遣事業、有料職業紹介事業)と就業日数・時間(月 10 日若しくは週 20 時間以内)について、会員自身が正しく理解することと、お客様のご理解・ご協力を求めることにより、安全で適正な就業の徹底を図り、必要に応じて、請負・委任契約から派遣契約や職業紹介事業への切り替えを実施する。

(4) 就業の機会の確保及び提供

① 受託事業

センターは、地域社会に密着した仕事を東近江市等の公共・公的団体や民間の事業所・団体及びご家庭等から請負又は委任契約により有償で引き受け、これを(再)請負又は(再)委任の形式により、会員に組織的に提供する。会員は、責任をもってその仕事を完成又は遂行し、その対価として仕事の内容と就業の実績に応じて配分金を受け取るという仕組みになっている。センターでは、高齢者に相応しい仕事を積極的に開拓、確保して、毎月発行のお仕事情報や会員専用HP等への掲載により、その就業情報を会員に組織的に提供する。また、センターPR用チラシを会員の協力のもと「東近江市農林水産まつり」等の機会をとらえ広く市民に配布し、あわせて全戸配布のセンター広報誌を活用し、高齢者の就業の場の確保に努める。HPでは、会員の資格取得情報を掲載し、お客様からの発注を促進する。併せて、会員専用HPにはお仕事情報を掲載し、随時更新して会員に就業情報を提供する。

② 独自事業と地域就業機会創出・拡大事業

独自事業は、会員が独自の創意と工夫によって企画し、自ら実施する事業で受託事業とはその趣をやや異とするが、会員の就業機会を拡大・確保するという概念では全く同じであり、高齢者に相応しい仕事で、かつ地域社会に貢献し、生きがいの充実や喜びにつながるように努めるとともに、現在実施しているシルバー文化教室の開催や「東近江市農林水産まつり」での会員の手作り作品の販売等就業機会を創出、確保して会員に組織的にその情報を提供する。また、平成 30 年度から参入している東近江市介護予防・日常生活支援総合事業の受注拡大に努める。

③ シルバー派遣事業の実施

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会が実施する一般労働者派遣事業(シルバー派遣事業)の実施事務所として、高齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者にシルバー派遣事業を

実施する。

「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を活用して、地域の高齢者の就業機会を拡大するという本来業務を達成するため、シルバー派遣事業を積極的に推進して、地域の現役世代の雇用を支援するとともに会員の就業機会の拡大と会員の拡大及び高年齢者の多様なニーズに対応する。

④ 有料職業紹介事業の実施

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会が実施する有料職業紹介事業の実施事務所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者に職業紹介事業を行う。

⑤ 東近江市から公の施設の指定管理者として選任され、管理運営を行っており、地域の皆様から喜ばれている。引き続き、今年度も「永源寺運動公園」「織公園及び五個荘体育館」「布施公園等」「延命公園等」「東近江市自転車駐車場」の5施設の指定管理事業に取り組む。今年度も、施設の利用者や市民から信頼されるシルバー人材センターとして邁進していく。

(5) 就業に関する情報の収集及び提供

東近江市、東近江公共職業安定所をはじめとする関係機関等や民間企業、民間団体及びご家庭等から高年齢者の就業に関する情報を収集して、電話、お仕事情報、センター掲示板への掲示、電子メールや会員専用HPを通じて、会員に組織的に提供して事業を拡大する。

また、他市町のセンターとの連携や公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会等への参画により、高年齢者の就業に関する情報を収集し、会員に組織的に提供して、事業の質的向上と量的拡大に努める。

(6) 就業に関する調査及び研究

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会等が実施する各種研修会・講習会等に役職員及び会員が積極的に参加し、高年齢者の就業に関する具体的な問題点を調査・研究し、その情報を会員や発注者に提供して、事業の適切な運営と発展に努める。

(7) 就業相談の実施

仕事と就業希望会員のミスマッチを解消するために、次の就業相談を実施する。

- ① 入会説明日(入会受付時)の就業相談の実施
- ② 随時来訪する会員に対する就業相談の実施
- ③ 未就業会員等を対象とした就業相談及び就業情報の提供等

(8) 講習会等の開催

会員や地域の高年齢者の就業に必要な知識や技能の習得を目的としたセンター主催の講習会等を企画・開催する。また、各種講習会において、会員のスキルアップと後継者の育成に努める。また、令和5年度においては、デジタル支援講習に力を入れる。

(9) 普及啓発活動の推進

シルバー人材センター事業の趣旨やシステムについて、お客様の正しい理解と市民へP

Rを行うためチラシや広報紙配布及びHP等広報活動を通じて、事業の普及啓発活動を推進する。HPでは、日頃の活動状況を積極的に掲載するとともに 10 月を普及啓発促進月間に設定して、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会との連携のもと「シルバー環境美化の日」を中心にボランティア活動やイベントに積極的に参画する。

当センターにおいても会員拡大事業の「いつまでも生き活きと輝き続けたい！地域の仲間と共に！」を開催して、シルバー事業の社会的意義を広める普及啓発活動を積極的に展開する。

広報「シルバー東近江」(8月(市内全戸配布)、12月(会員向け)、3月(会員向け))を発行する。また、会員には、事務局便り「かけはし」を毎月発行・配布し、シルバー事業に関する情報や就業情報等を提供する。HP、全戸配布広報、デジタルサイネージを利用し、市民に対してシルバー人材センター事業に関する情報や会員の活動状況を提供する。また、広報紙やチラシ等を公共施設に設置し、事業の普及啓発に努める。

(10) 安全・適正就業の徹底

安全・適正就業は、この事業にとって最優先の課題であり、常に研究、検討して、可能な限り速やかに実行に移すことが求められている。これらを実行するためには、会員は常に事故や病気から自分を守るために「健康と安全＝自己管理」という意識を持つことが最も大切である。また、平成 28 年9月に厚生労働省が示した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を活用して、センターでの働き方について会員の正しい理解と発注者のご理解、ご協力を求めて安全・適正就業の徹底を図る。

そのため安全・適正就業推進委員会を中心に次に掲げることを実施する。

- ① 安全・適正就業教育の実施(入会説明会・安全講習会(全会員対象・除草作業・剪定作業、公用車運転者))
- ② 安全就業基準(安全就業作業マニュアル)の周知徹底
- ③ 「安全基準」の周知徹底
- ④ 安全・適正就業に関する情報の収集及び提供(事故防止対策)
- ⑤ 安全パトロールの強化
- ⑥ 事故を起こした会員へのフォローアップの強化
- ⑦ 会員及び発注者への「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知(お問合せ時や発注時の請負と派遣の区分の説明)と適正就業の徹底

(11) 会員のデジタル技術の活用推進

デジタル社会の到来を踏まえ、シルバー事業においても、会員のデジタル活用を促進するために事業を実施する。スマートフォン講習会やパソコン講習会の開催をはじめ、会員ホームページ「Smile to Smile」の利用促進のための説明会を定期的実施する。SMS利用によるお仕事情報の提供や、Web入会システム等デジタル技術の活用を進める。

会員に対するパソコンやスマートフォン等の講習の実施等により、会員がデジタル情報や通信について、さらにはそれらを活用する機器やアプリについての知識を持ち、利用する能力の向上に努め、会員をはじめ地域の高齢者が社会のデジタル化から取り残され

ない取組を推進する。また、会員のみが利用できる高齢者の健康みまもりアプリ「認知機能みまもり AI ONSEI」の利活用や、高齢者運転免許更新時認知機能検査体験アプリ「MOGI」の活用を令和5年度より実施する。

(12) 組織の充実

シルバー人材センターは、高齢者の相互協力を基本にした地域の高齢者による自主組織であり、組織の運営、仕事の開拓、受注等の事業運営は出来る限り会員が自らの創意と工夫により実施に当たることが望まれる。そのために、様々な知識や経験を持った会員の活用を推進するため、次の項目を実施する。

①委員会組織の活用

委員会設置規程により、年間を通じて計画的に委員会を開催し、会員と役職員が連携して時代の変化やニーズに柔軟に対応できる組織づくりに努める。

②女性会員の入会促進

センター広報紙やチラシ及びHP等を活用して、女性会員の入会を促進する。非会員も参加できる「いきいき女性セミナー」「女性入会説明会」を開催。女性会員のスキルアップや親睦を深める事業を開催し、女性会員の入会促進と定着率のアップを推進する。

③地域班活動・職群班活動の充実

リーダー研修会を開催して、地域班活動及び職群班活動の活性化を図り、会員自らの組織運営を推進する。

(13) 事務処理の集中化・適正化の推進

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会を中心に推進している、拠点センターの事務の集中化に積極的に参加して、業務の事務処理の効率化と適正化を推進する。

(14) 事務局職員のキャリアアップ

インボイス制度、フリーランス新法等センターを取り巻く環境の変化に的確に対応できるように、関係機関で実施される研修会へ積極的に参加するとともに、事務局職員のキャリアアップのための研修や人事交流に努める。